

一般奨学事業に係る基金取り崩しについて

1 議案の内容

令和5年度より「ふるさとひめじ応援寄附金」（ふるさと納税）の使い道に「市内私立大学に通う学生の支援」を追加し、この寄附金については、姫路市奨学学術振興基金に積み立て、市内私立大学に通う学生を対象とした「一般奨学金」の事業費に充てることとしている。

これまで、一般奨学事業については、基金の取り崩しを行わず、基金運用益の範囲内で奨学生の採用計画を策定しているが、「ふるさとひめじ応援寄附金」については、経済的理由により修学が困難な市内私立大学に通う学生に対する奨学金の原資とすることを目的に募った寄附金であることから、なるべく早期に具体的な形で寄附効果を示すことが寄附者の意向及び制度の趣旨に適うものと考えられる。

このため、「ふるさとひめじ応援寄附金」による寄附金については、寄附金額に相当する元金及びその利子について基金を取り崩して運用し、一般奨学事業の採用枠を拡大したい。

なお、連合婦人会奨学事業については、令和5年度に受納した姫路市連合婦人会一日一円感謝きよ金運動の会からの寄附金（1,000万円）に限り、基金を取り崩して運用することとされている。

2 一般奨学事業採用枠について

一般奨学事業については、基金の利子収入の範囲内において、直近10年間では毎年4名程度の新規採用を行ってきた。

「ふるさとひめじ応援寄附金」の累計額が100万円に達する毎に翌年度の新規採用枠を1名増員することが可能となることから、令和6年度以降については、各年度における寄附額及び年度間の奨学生採用数の平準化を考慮しながら、各年度の新規採用人数を決定していきたい。